

平成26年6月9日

航空自衛隊知念分屯基地
第5高射群第18高射隊
基地業務小隊長 疋田 直樹

「航空自衛隊創設60周年記念・知念分屯基地納涼祭」における売店出店業者の募集案内について

納涼祭において、売店の出店を希望する業者を次のとおり募集します。

1 募集する業種及び販売品目

- (1) 食 品：軽食（生ものを除く。）
- (2) 飲 料：清涼飲料水、酒類（ただし、容器がビンでないこと。）
- (3) その他：物品販売等

2 募集数

5業者（基準）

※ 納涼祭の計画等に変更が生じた場合は、募集数を増減することがあります。又、応募業者多数の場合は抽選とさせていただきます。

3 実施日等

- (1) 実 施 日：平成26年8月30日（土）
- (2) 販売時間：1700～2100（基準）
※ 実施日等は予定であり、中止を含め内容が変更されることがあります。

4 募集要項の配布

- (1) 期 間：平成25年6月16日（月）～平成26年6月24日（火）まで
※ 配布時間は、午前9時から午後4時までです。

- (2) 場 所：航空自衛隊知念分屯基地
第5高射群第18高射隊 基地業務小隊厚生班事務室

5 その他

- (1) 細部の内容は、募集要項をご覧ください。
- (2) メールでの照会をご遠慮ください。

（お問い合わせ先）

〒901-1403

沖縄県南城市佐敷字佐敷1641 航空自衛隊知念分屯基地

第5高射群第18高射隊基地業務小隊厚生班 厚生班長

電話 098-948-2813（内線）260（FAX）261

誓約書

私当社は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙により変更後の役員名簿を提出します。

又、貸付及び使用許可を受けた国有財産及び民公有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。

又、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方としての不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である時
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている時
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している時
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている時
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している時

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し又、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するにあたって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やか

に警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

沖縄防衛局長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

